

『予定納税の定額減税 注意したい2つのポイント』

6月から定額減税が開始した。所得税の定額減税は、給与所得の源泉徴収・公的年金の源泉徴収・予定納税が対象だ。予定納税の定額減税は、給与所得の定額減税とは異なる点が2つある。

1つは、納税額から本人分の3万円が減額されている点だ。同一生計配偶者や扶養親族の分も減税できるが、減額申請が必要となる。給与所得では本人分も含めて減税額を申告する。混同しないようにしたい。

2つ目は、令和6年分の所得見積額が所得制限を超えると予定納税でも減税できない点だ。所得税の定額減税の前提は「本人の合計所得金額が1805万円以下」である。給与所得の月次源泉徴収の定額減税は、この前提を無視して減税を行うが、予定納税は6月30日、10月31日それぞれの時点で所得の見積額が1805万円を超えると減税対象から外れるので注意したい。なお、定額減税に伴い、予定納税の納付期間も例年と異なる。第1期分は7月1日から9月30日まで、第2期分は11月1日から12月2日までだ。減額申請の期日は第1期分・第2期分が7月31日、第2期分のみが11月15日となっている。申請する事業者は少ないだろうが、万一、減額の希望があったら速やかに対処できるようにしておきたい。



『インバウンドの地方誘客に着目 令和6年版観光白書を閣議決定』

政府は令和6年版の観光白書を閣議決定した。観光庁によると、白書は観光立国推進基本計画に掲げる「インバウンドの地方誘客促進」に着目して分析。最近の観光動向の分析に加え、地方における消費動向の分析や地域の取組事例の紹介を通じ、インバウンドの地方誘客の一層の促進や地方での消費拡大に向けた施策等を報告した。

2023年の訪日外国人旅行者数は約2507万人と新型コロナが流行する前に比べ79%まで回復(中国を除くと102%の回復)した。訪日外国人旅行消費額は5兆3065億円と過去最高を記録。日本は米国でアジアトップの旅行先で、23年末の円ドル為替レートは19年比約25%の円安水準。為替の影響も訪日旅行回復の追い風になったと考えられるという。観光庁が地方誘客や地方での消費拡大に向け「高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地」を23年3月に選定したことを紹介。その中から、豊かな自然資源を活用した広域周遊や滞在の促進等を目指した岩手県(東北エリア)と石川、熊本両県を取組事例として取り上げた。令和6年度に講じようとする施策として(1)持続可能な観光地域づくり(2)地方を中心としたインバウンド誘客(3)国内交流拡大一を挙げ、これらを推進する方針を示した。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com